

# 令和5年第1回市議会定例会議案（2）

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 2 4 号	令和4年度足利市一般会計補正予算（第11号）について	3
議案第 2 5 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	8
議案第 2 6 号	令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第3号）について	11
議案第 2 7 号	令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について	13
議案第 2 8 号	令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第2号）について	15

議案第24号

令和4年度足利市一般会計補正予算（第11号）について

次のとおり定める。

令和5年3月13日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,489,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		12,198,253	86,900	12,285,153
	15 国庫補助金	4,607,417	86,900	4,694,317
75 繰越金		1,115,502	11,000	1,126,502
	10 繰越金	1,115,502	11,000	1,126,502
85 市債		4,310,300	75,100	4,385,400
	10 市債	4,310,300	75,100	4,385,400
歳入合計		58,316,000	173,000	58,489,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
25 衛 生 費		6,226,345	23,200	6,249,545
	10 保健衛生費	3,202,547	23,200	3,225,747
35 農林水産業費		840,099	8,100	848,199
	10 農 業 費	647,256	8,100	655,356
40 商 工 費		4,502,197	4,800	4,506,997
	10 商 工 費	4,502,197	4,800	4,506,997
45 土 木 費		5,723,267	130,300	5,853,567
	15 道路橋りょう費	1,204,945	21,000	1,225,945
	25 都市計画費	3,776,744	109,300	3,886,044
55 教 育 費		5,464,877	6,600	5,471,477
	15 小学校費	718,214	4,400	722,614
	20 中学校費	469,791	2,200	471,991
歳 出 合 計		58,316,000	173,000	58,489,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追 加

款	項	事 業 名	金 額
25 衛 生 費	10 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業費	150,926
		新型コロナウイルス対策予防接種 費	70,000
45 土 木 費	15 道路橋りょう費	江川利保通り道路改良事業費	44,900
	25 都市計画費	大日西土地区画整理事業費	2,800

		中央土地区画整理事業費	2,000
		都市再生区画整理交付金事業費 (山辺西部第二)	46,500
		単独事業費 (山辺西部第二)	14,000
		一般公園施設整備事業費	32,000
55 教育費	15 小学校費	学校保健特別対策事業費	4,400
	20 中学校費	学校保健特別対策事業費	2,200
	25 社会教育費	樺崎寺跡保存整備事業費	5,475

第3表 地方債補正

(単位千円)

変更

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
				期間 (内据置期間)	方法	
変更前	農業事業費	17,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る場合は、 当該見直し 後の利率)	15年以内 (3年以内)	年賦又半年賦償還とする。ただし、償還期日は借入先と協定するものとする。
	道路橋りょう事業費	435,700			20年以内 (5年以内)	市財政の都合により繰上償還のために償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。
	都市計画事業費	342,300			20年以内 (5年以内)	

変更後	農業事業費	23,100	同上	同上	同上	同上
	道路橋りょう事業費	444,700			同上	
	都市計画事業費	403,000			同上	

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行  
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり制定する。

令和5年3月13日提出

足利市長 早川 尚 秀



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(足利市印鑑条例の一部改正)

第1条 足利市印鑑条例（昭和55年足利市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書（以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されている個人番号カード又は利用者証明用電子証明書が記録されている同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備」に改める。

(足利市税条例の一部改正)

第2条 足利市税条例（昭和29年足利市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「電子署名地方認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「電子署名地方認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書（以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は利用者証明用電子証明書が記録されている電子署名地方認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備」に改める。

（足利市手数料条例の一部改正）

第3条 足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第26号

令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第3号）について

次のとおり定める。

令和5年3月13日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度足利市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,513,500 千円	23,200 千円	2,536,700 千円
第2項 営業外収益	322,036 千円	23,200 千円	345,236 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「並びに物価高騰の影響への対応による水道料金の軽減」を「、物価高騰の影響への対応による水道料金の軽減及び電力価格等高騰対策支援」に、「133,658 千円」を「156,858 千円」に改める。

議案第27号

令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

次のとおり定める。

令和5年3月13日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度足利市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 工業用水道事業収益	168,900 千円	4,800 千円	173,700 千円
第2項 営業外収益	13,106 千円	4,800 千円	17,906 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第8条中「管理費負担」の次に「及び電力価格等高騰対策支援」を加え、「9,961 千円」を「14,761 千円」に改める。

令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第2号）について

次のとおり定める。

令和5年3月13日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度足利市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	4,008,600 千円	12,000 千円	4,020,600 千円
第2項 営業外収益	2,117,373 千円	12,000 千円	2,129,373 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「1,862,500 千円」を「1,874,500 千円」に改める。